

# 新規上場申請のための有価証券報告書

( I の部) の訂正報告書

株式会社ミラティブ

## 【表紙】

【提出書類】

新規上場申請のための有価証券報告書( I の部)の訂正報告書

【提出先】

株式会社東京証券取引所  
代表取締役社長 岩永守幸 殿

【提出日】

2025年12月 2 日

【会社名】

株式会社ミラティブ

【英訳名】

Mirrativ, Inc.

【代表者の役職氏名】

代表取締役最高経営責任者 赤川 隼一

【本店の所在の場所】

東京都目黒区目黒二丁目10番11号

【電話番号】

03-6910-4866

【事務連絡者氏名】

取締役最高財務責任者 須山 敏彦

【最寄りの連絡場所】

東京都目黒区目黒二丁目10番11号

【電話番号】

03-6910-4866

【事務連絡者氏名】

取締役最高財務責任者 須山 敏彦

1 【新規上場申請のための有価証券報告書( I の部)の訂正報告書の提出理由】

2025年11月14日付をもって提出した新規上場申請のための有価証券報告書( I の部)の記載事項のうち、「第四部 株式公開情報 第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況」の記載に一部誤りがありこれを訂正するため、新規上場申請のための有価証券報告書( I の部)の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第四部 【株式公開情報】 ..... 1

第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】 ..... 1

3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_箇で示しております。

## 第四部 【株式公開情報】

### 第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

(訂正前)

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2023年6月30日	—	—	—	赤川 隼一	千葉県流山市	特別利害関係者等(当社代表取締役、大株主上位10名)	2,200,000	80,256,000 (36) (注) 4	新株予約権の権利行使

- (注) 1. 当社は、株式会社東京証券取引所グロース市場への上場を予定しておりますが、同取引所が定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第266条の規定に基づき、特別利害関係者等（従業員持株会を除く。以下1において同じ）が、基準事業年度（「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に経理の状況として財務諸表等が記載される最近事業年度をいう。以下同じ。）の末日から起算して2年前の日（2023年1月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第231条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載するものとするとされております。
2. 当社は、同施行規則第267条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとするとされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者…役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
  - (2) 当社の大株主上位10名
  - (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
  - (4) 金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。）及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的関係会社
4. 移動価格は、第三者評価機関がモンテカルロ・シミュレーションにより算出した価格を参考に決定した新株予約権の行使条件による価格であります。
5. 2025年8月14日開催の取締役会決議により、2025年9月1日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っております、上記「移動株数」及び「価格(単価)」は、当該株式分割後の「移動株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

(訂正後)

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2023年6月30日	—	—	—	赤川 隼一	千葉県流山市	特別利害関係者等(当社代表取締役、大株主上位10名)	2,200,000	80,256,000 (36) (注) 4	新株予約権の権利行使
2025年8月29日	—	—	—	グロービス5号ファンド投資事業有限責任組合 無限責任組合員 グロービス5号ファンド有限責任事業組合 組合員 株式会社グロービス・キャピタル・パートナーズ 職務執行者 堀義人	東京都千代田区二番町5番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)		A種優先株式 △3,054,300 B種優先株式 △241,600 普通株式 3,295,900	— (注) 6
	—	—	—	ANRI 3号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 ANRI有限責任事業組合 組合員 ANRI株式会社 職務執行者 佐俣安理	東京都港区六本木6丁目10-1六本木ヒルズ森タワー15F	特別利害関係者等(大株主上位10名)		A種優先株式 △1,868,000 B種優先株式 △86,250 普通株式 1,954,250	— (注) 6
	—	—	—	テクノロジーベンチャーズ4号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 伊藤忠テクノロジーベンチャーズ株式会社 代表取締役社長 佐藤 浩毅	東京都港区北青山二丁目5番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)		A種優先株式 △1,245,350 B種優先株式 △431,050 普通株式 1,676,400	— (注) 6
	—	—	—	Globis Fund V, L.P. its General Partner, Globis Fund V(GP), L.P. Director Yoshito Hori	P O Box 309, Ugland House, South Church Street, George Town, Grand Cayman KY1-1104 Cayman Islands	特別利害関係者等(大株主上位10名)		A種優先株式 △1,304,350 B種優先株式 △103,200 普通株式 1,407,550	— (注) 6
	—	—	—	YJ 3号投資事業組合 業務執行組合員 Z Venture Capital 株式会社 代表取締役 黄仁埃及	東京都千代田区紀尾井町1番3号	特別利害関係者等(大株主上位10名)		B種優先株式 △1,293,100 普通株式 1,293,100	— (注) 6

＝	＝	＝	ジャフコSV 5 共有投資事業 有限責任組合 無限責任組合 員 ジャフコ グループ株式 会社 代表 取締役 三 好 啓介	東京都港区 虎ノ門一丁 目23番1号	特別利害関 係者等(大 株主上位10 名)	B種優先株式 △732,100 普通株式 732,100	＝	(注) 6
＝	＝	＝	グローバル・ ブレイン 7号 投資事業有限 責任組合 無 限責任組合員 グローバル・ ブレイン株式 会社 代表取 締役社長 百 合本 安彦	東京都渋谷 区渋谷二丁 目17番1号	特別利害関 係者等(大 株主上位10 名)	B種優先株式 △603,450 普通株式 603,450	＝	(注) 6
＝	＝	＝	グローバル・ ブレイン 6号 投資事業有限 責任組合 無 限責任組合員 グローバル・ ブレイン株式 会社 代表取 締役社長 百 合本 安彦	東京都渋谷 区渋谷二丁 目17番1号	特別利害関 係者等(大 株主上位10 名)	B種優先株式 △517,250 普通株式 517,250	＝	(注) 6
＝	＝	＝	株式会社MIXI 代表取締役 社長 木村 弘毅	東京都渋谷 区渋谷二丁 目24番12号 渋谷スクラ ンブルスク エア	特別利害関 係者等(大 株主上位10 名)	C種優先株式 △293,750 普通株式 293,750	＝	(注) 6

- (注) 1. 当社は、株式会社東京証券取引所グロース市場への上場を予定しておりますが、同取引所が定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第266条の規定に基づき、特別利害関係者等（従業員持株会を除く。以下1において同じ）が、基準事業年度（「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に経理の状況として財務諸表等が記載される最近事業年度をいう。以下同じ。）の末日から起算して2年前の日（2023年1月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第231条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載するものとするとされております。
2. 当社は、同施行規則第267条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとするとされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者…役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
  - (2) 当社の大株主上位10名
  - (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
  - (4) 金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。）及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的関係会社
4. 移動価格は、第三者評価機関がモンテカルロ・シミュレーションにより算出した価格を参考に決定した新株予約権の行使条件による価格であります。
5. 2025年8月14日開催の取締役会決議により、2025年9月1日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っております、上記「移動株数」及び「価格(単価)」は、当該株式分割後の「移動株数」及び「価格(単価)」を記載しております。
6. 2025年8月14日開催の取締役会において、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式のすべてについて、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2025年8月29日付で自己株式として取得し、その対価としてA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式1株につき、それぞれ普通株式1株を交付しております。また、同日付で当該種類株式を消却しております。なお、当社は2025年8月29日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。